

特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域の指定

平成24年4月1日

塩竈市告示第96号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

騒音規制法に基づく市域の指定及び規制基準（平成24年塩竈市告示第95号）の2の表に掲げられた区域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域
- 2 第2種区域
- 3 第3種区域
- 4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
 - (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2号に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4)図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5)老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム